

# 養父市農業委員会

## 第1回会議録

令和7年11月4日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第1回会議録

1. 開催日時 令和7年11月4日（火曜日） 午13時00分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3. 議 事

議案第1号 養父市農業委員会会長の選出について

議案第2号 養父市農業委員会会長職務代理者の選出について

議案第3号 養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案第4号 養父市農業委員会運営委員会委員の選任について

### 4. 出席農業委員（13名）

1 番 木下計介

2 番 珍坂聡

3 番 谷村昭雄

4 番 秋山博

5 番 米田渡

6 番 坂本光

7 番 濱田房子

8 番 足立一雄

9 番 宇佐見孝一

10 番 谷垣重俊

11 番 村上隆司

12 番 和田道直

13 番 田村和樹

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 市長部局職員

市長 大林 賢一 産業環境部長 細田 誠也

### 6. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦

主幹 福垣 周作

主査 城戸 優臣

主事 西村 陽聖

事務局：皆さんおそろいですので、任命書交付式に引き続きまして、ただいまより第9期となります第1回養父市農業委員会総会を開会いたします。

初めに、会議の成立について報告をいたします。本日、13名全員の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項及び養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、委員の過半数の出席以上となっておりますので、本日の総会は成立いたします。

それでは、初めての委員の方もおられますので、それぞれ自己紹介をお願いいたします。紹介は氏名と行政区ぐらいでお願いをしたいと思います。

では、1番の木下さんから。

木下委員：失礼します。名前は木下計介といいます。農業委員会は2期目ですので、また頑張ってやりますので、よろしくお願いいたします。

珍坂委員：失礼します。名前は珍坂聡といいます。農業委員は今度で2期目になります。行政区は馬瀬区です。よろしくお願いいたします。

秋山委員：失礼いたします。秋山博と申します。農業委員は今度3期目になります。行政区は八鹿地区になっております。よろしくお願いいたします。

村上委員：失礼いたします。このようなところに出てまいりました。初めてでございます。建屋の村上と申します。よろしくお願いいたします。

谷村委員：谷村と申します。以前は推進委員でお世話になっていました。今回、農業委員は初めてです。行政区は養父になります。よろしくお願いいたします。

足立委員：養父地区の足立といいます。よろしくお願いいたします。

谷垣委員：失礼します。谷垣重俊といいます。私は口大屋地区のほうの担当ということで、行政区は宮垣です。今回で4期目ということであります。ひとつよろしくお願いいたします。

坂本委員：失礼します。坂本光といいます。農業委員を今回で2期目となります。行政区は大屋町宮本です。どうぞよろしくお願いいたします。

田村委員：田村和樹と申します。行政区は大屋町の蔵垣です。前任者のほうからちよっとう願いされて、初めて農業委員を受けさせてもらうことになったんですが、ちよっと思ったより重責だということで、気が引き締まる思いです。分からないことだらけですが、よろしくお願いいたします。

和田委員： こんにちは。和田道直と申します。行政区は三宅です。校区は大谷校区になります。よろしくお願いします。

宇佐見委員： 失礼します。宇佐見孝一といいます。今年、今回が農業委員初めてで、その前は推進委員ということで、推進委員から農業委員になって、全然また違う仕事というのか、責任感がある仕事に加わって、これまでちょっと、まだまだ経験は足りないんですけども、よろしくお願いします。行政区は関宮地区です。

米田委員： 失礼します。米田渡といいます。住んでいるところは旧関宮町の小路頃区というところに住んでいます。以前、推進委員を1期務めさせていただいておりますけど、農業委員は初めてです。よろしくお願いします。

濱田委員： 失礼します。関宮の濱田と申します。中立委員として2期目を迎えました。まだまだ分からないことばかりですけど、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、次第に沿いまして、3番目、臨時議長の選任に入らせていただきます。

本日招集されました養父市農業委員会の総会は、改選後、第1回目の総会ということで会長が選出されておられません。会長が選出するまでの間、地方自治法第107条の規定を準用し、年長の委員が臨時に議長を務めることとなっておりますけども、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、本日の出席委員中では、濱田委員が年長者でありますので、会長が決まるまでの間、お願いしたいと思います。

濱田委員さん、よろしくお願いいたします。

臨時議長： ただいま紹介をいただきました濱田でございます。地方自治法の規定によりまして、年長者が臨時議長を務めるということですので、よろしくお願い申し上げます。不慣れではございますが、本会が円滑に進行しますよう、御協力をお願いいたします。

まず、議事に入る前に、次第の4番、総会議席の指定を行います。

事務局に説明を求めます。

事務局： 現在、委員の皆さんには、便宜上、行政順に座っていただいておりますが、養父市農業委員会会議規則第8条に、議席は、あらかじめ抽選で定めると規定しております。このため、議席を抽選で決定しておく必要があります。方法としましては、今の座席のままで順番にくじを引いてもらい、議席番号を決定す

る方法でございます。

なお、総会議事録署名委員は、議席順に2名が指名されますのでよろしくお願いいたします。

臨時議長：事務局の説明が終わりました。

議席の抽選方法は、ただいま説明があった方法でよろしいでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長：それでは、くじの準備をお願いします。

事務局：それでは、ただいまより委員の席へ抽選箱を持って回ります。抽選されましたら、お名前と番号を報告してください。

臨時議長：抽選が終わるまで暫時休憩します。

( 暫 時 休 憩 )

臨時議長：では、再開します。

事務局より確定した議席を発表をお願いします。

事務局：結果を申し上げます。1番、木下委員、2番、珍坂委員、3番、谷村委員、4番、秋山委員、5番、米田委員、6番、坂本委員、7番、濱田委員、8番、足立委員、9番、宇佐見委員、10番、谷垣委員、11番、村上委員、12番、和田委員、13番、田村委員、以上となります。

以上のとおり、議席番号及び議事録署名順が決定いたしました。なお、後ほど選任します会長は、毎回、議事録署名人となります。

臨時議長：それでは、私以外の皆さんは、ただいま発表のあった議席に移動をお願いします。

移動が終わるまで暫時休憩します。

( 暫 時 休 憩 )

臨時議長：それでは、再開します。

議事に入らせていただきます。

それでは、次に、第5番、議事に入ります。議案第1号「養父市農業委員会会長の選出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項により、委員の互選で行うこととなっております。養父市農業委員会運営規則第5条第1項では無記名投票によると規定されておりますが、第1項の規定にかかわらず、第2項では、出席委員の過半数の同意を得て、ほかの方法によることができるとなっております。ほかの方法には、立候補、選考委員による選出のほか、推薦などがあります。

臨時議長： 事務局よりの説明がありました。  
選出方法について、まず、立候補の方法についてお諮りしてよろしいでしょうか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

臨時議長： 異議がないようですので、まず、立候補についてお諮りします。  
会長に立候補されます委員の方は挙手をお願いします。

秋山委員： はい。

臨時議長： (確認中)

臨時議長： 秋山委員が会長へ立候補されましたが、ほかに立候補はございませんか。  
ただいま会長に秋山委員が立候補されました。  
お諮りします。ただいま立候補されました秋山委員を会長に決定することに賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

臨時議長： ありがとうございます。全員挙手と認めます。よって、会長には、秋山委員が決定いたしました。  
ここにおられます秋山委員に、会長に決定したことを告知いたします。  
それでは、会長になられました秋山委員から就任の御挨拶をいただきます。

秋山会長： 改めまして、失礼をいたします。秋山博と申します。今回、第9期の会長に立候補することになり、こうして皆様の承認をいただくことができました。今後3年間、いろいろとお世話をかけると思いますが、皆様の協力をよろしくお願いしたいと思います。簡単ですが挨拶とさせていただきます。以上です。(拍手)

臨時議長： 会長が決定いたしましたので、初回総会招集者であります大林市長は退席をされます。市長、ありがとうございました。

( 市長・細田部長退席 )

臨時議長： それでは、会長が決定しましたので、以降の議長の職は新会長にお願いし、臨時議長の職を解かせていただきます。御協力に感謝し、席を交代いたします。ありがとうございました。

(拍手)

事務局： 失礼いたします。今後の議長におきましては、養父市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が総会の議長を務めることとされておりますので、ここからは秋山会長に議長をお願いしたいと思います。

議長： それでは、議案第2号、会長職務代理の選出についてというところに入らせていただきます。それでは、議案第2号「養父市農業委員会会長職務代理の選出について」を議題といたします。

会長職務代理の選出につきましては、会長の選出と同様に、養父市農業委員会運営規則第5条第1項で無記名投票による規定とされていますが、第2項では、出席委員の過半数の同意を得て、他の方法によることができるとなっております。選考方法は、立候補、選考委員による選考、会長指名などがありますが、まず、立候補の方法についてはお諮りをしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議がないようですので、まず、立候補についてお諮りをいたします。  
会長職務代理に立候補される委員の方は挙手をお願いいたします。

坂本委員： はい。

議長： 坂本委員から立候補がありました。  
ほかに立候補はございませんか。

(確認中)

議長： ほかに立候補がないようですので、お諮りをいたします。ただいま立候補されました坂本委員を会長職務代理に決定することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

( 挙 手 全 員 )

議 長： 挙手全員と認めます。よって、会長職務代理には、坂本委員が決定いたしました。

ここにおられます坂本委員に、会長職務代理者に決定したことを告知いたします。

それでは、会長職務代理になられました坂本委員から就任の御挨拶をお願いいたします。

坂本委員： 失礼します。私、まだ農業委員今回で2期目でございます。農業経験も農業知識もまだまだ乏しいです。たくさん知識を持っておられる方がおられますが、今回、秋山会長さんの下で耕作放棄地の解消や担い手不足の解消に、また、養父市の農業の発展にお手伝いしていきたいなと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

議 長： それでは、議案第3号に移らせていただきます。養父市農地利用最適化推進委員の委嘱についてを行います。続いて、議案第3号「養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 議案第3号でございます。議案第3号のほうをお開きいただきたいと思います。

議案第3号「養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について」。農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、次の者を養父市農地利用最適化推進委員に委嘱する。令和7年11月4日提出でございます。本日で。

担当地域名、氏名の順に読み上げをさせていただきます。八鹿地域①、小林誠氏、八鹿地域②、安田正博氏、八鹿地域③、齋藤隆之氏、養父地域①、荒木奈見氏、養父地域②、圓山満氏、養父地域③、生田和雄氏、大屋地域①、栗田匡晃氏、大屋地域②、山本尚義氏、大屋地域③、上垣美由紀氏、関宮地域①、井上浩一氏、関宮地域②、山根達夫氏、関宮地域③、長村賢一氏、以上12名でございます。住所は御覧のとおりで、次のページからは、6月から7月にかけて募集を行わせていただいて、申込をいただきました申請書に基づきまして、参考資料をつけさせていただいております。

また、前期の農業委員会の審査委員会におきまして、この12名が問題なく次の委員会に議案を提出できる方々ということで、承認をいただいたところでございます。

農地利用最適化推進委員につきましては、新たな委員は新たな委員会総会で決定するということとされておりますので、本日のこの議題によりまして、12名の推進委員について承認をお諮りするということでございます。以上です。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第3号「養父市農地利用最適化推進委員の委嘱について」、賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

議長： ありがとうございました。挙手多数と認め、本案は、原案どおり決定されました。  
この後、農地利用最適化推進委員の委嘱について、事務局から説明を求めます。

事務局： 決定いただきました農地利用最適化推進委員の委嘱状の交付式は、11月7日に委員研修ということで御説明をさせていただきましたけども、その前段で委嘱状の交付式を開催させていただくということでございまして、そのときには、皆さんも同じように、一緒に立会いをお願いしたいと思います。その辺の詳細につきましては、総会終了後に御報告をさせていただきます。

議長： 続きまして、議案第4号「養父市農業委員会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局： 本議案は、農業委員会の運営委員会の委員5名を選任していただくということになっております。別冊でお配りさせていただいております養父市農業委員会運営規則、ほかの規則も載っておりますので御参考に見ていただければと思うんですが、この中に運営委員会の委員があります。運営委員会は5名を選任していただくことになっております。

なお、その5名のうちの会長と会長職務代理者は、既にこの運営委員に入るということになっておりますので、互選によりまして、あと3名を選任していただくこととなります。なお、選任された3名の委員は、任意に設置している部会、情報部会、農政部会、振興部会のいずれかの部会長になっていただきますので、

よろしくお願いいたしますと思います。その部会につきましては、総会後の全体協議会で詳しく説明をさせていただきたいと思います。

ですので、まずは、運営委員のあと3人を決めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

議 長： 事務局の説明が終わりました。

運営委員の選任方法につきまして、まずは従来どおり、会長、会長代理を含めた4名は、各地域（旧町）から1名ずつの委員に出ていただくということで異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長： 異議なしということで、それでは、私と会長職務代理の地域を除く養父地域と、それから関宮地域の委員の方は集まって、それぞれ1名を選任し、事務局へ報告をしていただければと思います。  
選任が終わるまで暫時休憩といたします。

（ 暫 時 休 憩 ）

議 長： それでは、再開します。

それでは、養父地域、それから関宮地域の運営委員が決まったようですので、発表してください。

事務局、よろしくお願いいたします。

事務局： それでは、2名の運営委員を発表いたします。養父地域、谷村委員、関宮地域、米田委員となりました。以上です。

議 長： それでは、運営委員の残り1名の選出については、私と会長代理、先ほど選出いただきました2名で選考することによろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長： 異議なしということですので、別室にて、あと1名の運営委員を選考します。  
選考が終わるまで暫時休憩といたします。

（ 暫 時 休 憩 ）

議 長： 再開します。私から選考結果を報告します。あと1名の運営委員は、珍坂委

員を選考いたしました。

お諮りします。ただいま各地域から選出いたしました谷村委員、それから米田委員、さらに選考しました珍坂委員を運営委員に決定することに賛成委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： 挙手全員と認めます。よって、運営委員には、会長、会長職務代理と米田委員、それから谷村委員、それから珍坂委員が決定いたしました。

次に、議事録署名人の指名といたします。

次第の4、総会議席の指定のときにも少し説明しましたが、総会の会議には会長以外に議事録署名人2人が必要となっています。本日、議席の決定、それから会長並びに会長職務代理が決定しましたので、議案のため、議事録署名人の指名が議事後となっておりますが、通常は議事の前に行うこととしております。

本日の議事録署名人は、1番、木下委員と2番、珍坂委員となりましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

この後、全体協議会がありますが、本日の総会の会議については以上となります。

これをもちまして第1回養父市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 和山 博

署名委員 木下 計介

署名委員 珍坂 聡

